

# 業務月報

令和8年4月

ハローワーク川本

浜田公共職業安定所 川本出張所

邑智郡川本町大字川本301-2

TEL 0855-72-0385

FAX 0855-72-0386

## 雇用情勢の動向

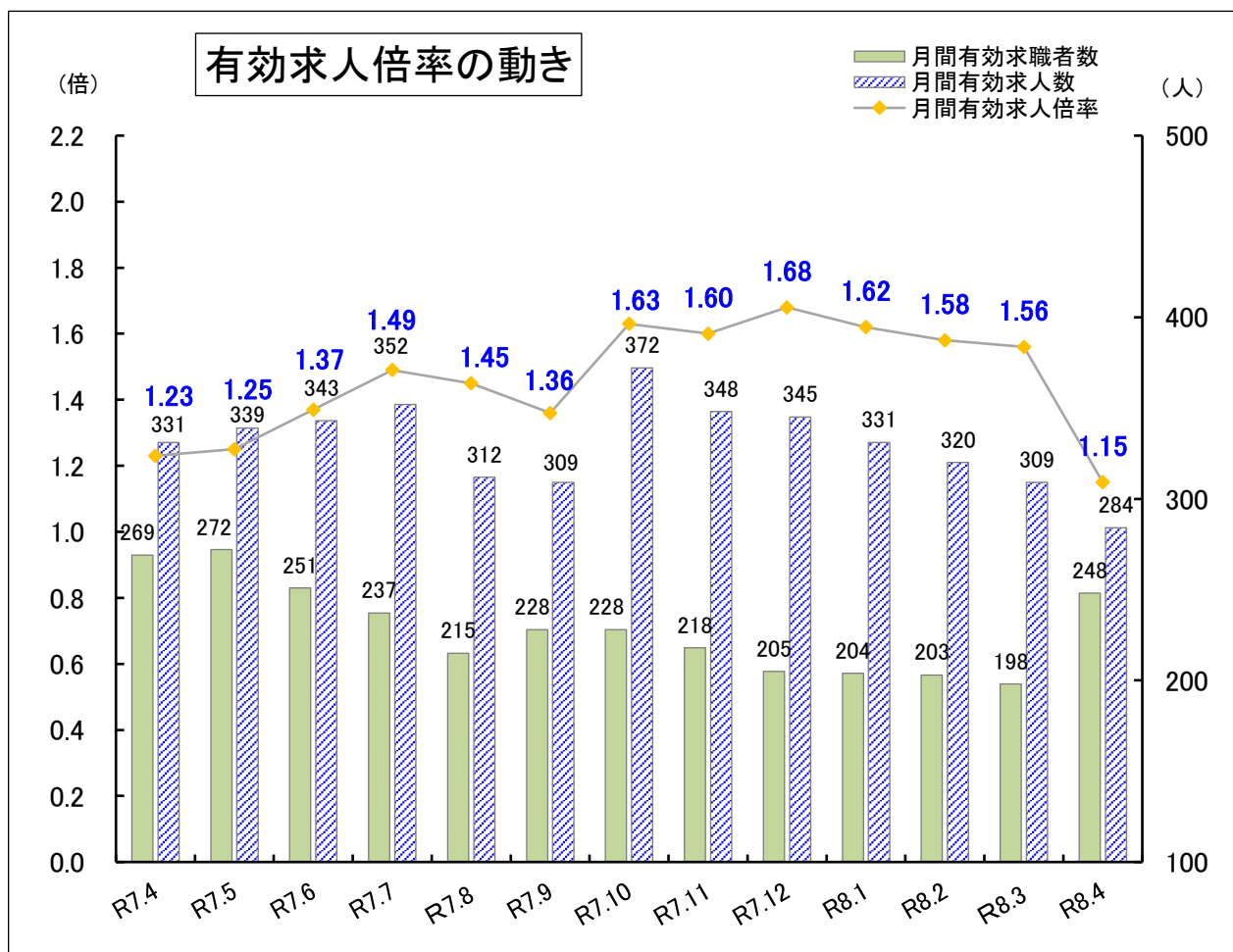
新規求職者申込件数(オンライン含)は92件で、前年同月比9.8%(10件)減少しました。

月間有効求職者数(オンライン含)は248人で、前年同月比7.8%(21人)減少しました。

新規求人数は141人で、前年同月比11.9%(15人)増加しました。

月間有効求人数は284人で、前年同月比14.2%(47人)減少しました。

月間有効求人倍率は1.15倍で、前年同月比0.08ポイント下回りました。



(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年10月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等を含みます。

有効求人倍率	島根県	川本
	1.51	1.15

## 職業紹介状況

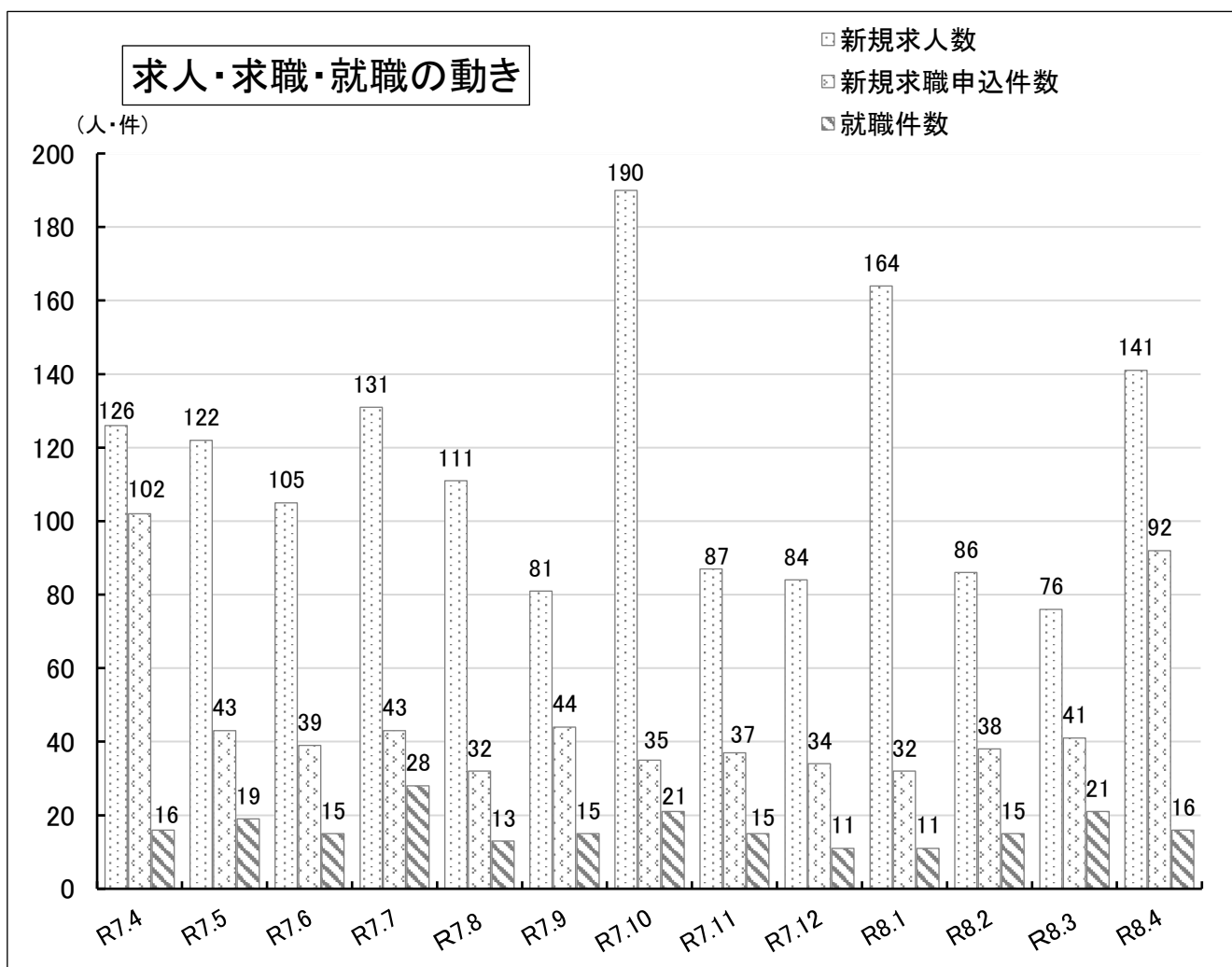
項目	当月	前年同月	対前年比	項目	当月	前年同月	対前年比	
① 新規求職申込件数	92	102	▲ 9.8	⑥ 求人倍率	新規	1.53	1.24	0.29
うち 55才以上	55	66	▲ 16.7		月間有効	1.15	1.23	▲ 0.08
② 月間有効求職者数	248	269	▲ 7.8	⑦ 紹介件数	34	27	25.9	
うち 55才以上	125	129	▲ 3.1	うち 55才以上	13	12	8.3	
うち (保)受給者	61	88	▲ 30.7	うち (保)受給者	8	7	14.3	
③ 新規求人数	141	126	11.9	⑧ 就職件数	16	16	0.0	
④ 月間有効求人数	284	331	▲ 14.2	うち 55才以上	7	4	75.0	
⑤ 充足数	14	19	▲ 26.3	うち (保)受給者	6	5	20.0	

## 産業別求人状況

産業	当月	前年同月	対前年比	産業	当月	前年同月	対前年比
農・林・漁業	3	1	200.0	情報通信業	0	0	
鉱業・採石業・砂利	0	0		運輸業・郵便業	0	8	▲ 100.0
建設業	35	34	2.9	卸売・小売業	14	3	366.7
製造業	11	9	22.2	金融・保険業	0	0	
食料品・飲料等	6	4	50.0	不動産業・物品賃貸業	0	0	
繊維・衣服等	1	1	0.0	学術研究 専門技術サービス業	5	8	▲ 37.5
木材・家具等	0	0		宿泊業・飲食サービス業	0	0	
窯業・土石製品	1	1	0.0	生活関連サービス 娯楽業	0	0	
鉄鋼・金属製品	0	0		教育, 学習支援事業	1	0	
一般機械器具	0	0		医療・福祉	62	59	5.1
電気機械器具	0	0		複合サービス事業	8	2	300.0
輸送用機械器具	3	3	0.0	サービス業	0	0	
その他	0	0		公務・その他	2	2	0.0
電気・ガス 熱供給・水道業	0	0		合計	141	126	11.9

## 雇用保険業務取扱状況

項目	当月	前年同月	対前年比	項目	当月	前年同月	対前年比	
適用事業所数	360	353	2.0	受給資格決定件数	33	40	▲ 17.5	
新規適用事業所数	5	1	400.0	初回受給者数	14	10	40.0	
廃止事業所数	2	2	0.0	受給者実人員	33	46	▲ 28.3	
被保険者数	4,247	4,294	▲ 1.1	支給金額(千円)	3,711	6,144	▲ 39.6	
資格取得者数	104	127	▲ 18.1	再就職手当	人員	5	5	0.0
資格喪失者数	146	181	▲ 19.3		金額(千円)	1,458	2,384	▲ 38.8



### 人員整理の状況

項目	年月	6年度計	7年度計	7年								8年					
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
事業所数		9	3	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	9
解雇者数		18	3	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	23

令和9年3月新規高等学校卒業予定者を  
対象とした求人の早期提出を！

事業主の皆様へ

**新規高等学校卒業予定者を対象とした求人のハローワークでの受付  
開始日は 6月1日 です。**

島根県では、若年者の進学、就職による県外への流出が続いていることもあり、県内企業の人材確保が喫緊の課題となっています。

事業主の皆様におかれましては、新規学校卒業者が明るい希望を持って職業人としてのスタートができるよう、適正かつ積極的な採用計画を樹立され、早期に求人をお申し込みいただきますようよろしくお願いいたします。

# ともに働き、ともに支える社会へ ～外国人雇用はルールを守って適正に～

## 6月は「外国人雇用啓発月間」



### 外国人を雇用している事業主の皆さん 守るべき雇用ルールを、いま一度チェックしてみましょう

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ外国人雇用状況届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より



詳しくは、ハローワーク(公共職業安定所)、都道府県労働局にお問い合わせください。